

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和7年度第1回宮古市国民健康保険運営協議会を、次のとおり開催しました。

令和7年7月7日

宮古市国民健康保険運営協議会

1 開催日時

令和7年6月11日(水) 午後3時00分～午後3時30分

2 開催場所

宮古市役所4階特別会議室

3 議題

(1) 報告第1号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

4 会議の概要

会議録のとおり

5 問い合わせ先

市民生活部総合窓口課国民健康保険係 電話68－9075

令和 7 年度
第1回宮古市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和7年 6 月 11 日(水) 午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分

2 場 所 宮古市役所 4 階特別会議室

3 議 事

(1) 報告第1号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

4 出席委員 運営協議会委員 10 名出席

被保険者代表委員	小野寺 由美子	影田久保 輝子	佐々木 喜代子
保険医等代表委員	山下 博	五十嵐 崇	
公益代表委員	山根 正敬	阿部 信彦	星 節
	鈴木 博子		
被用者保険者代表委員	遠藤 恵		

5 事務局

市民生活部長	西村 泰弘
総合窓口課長	松橋 かおる
税務課長	佐々木 則夫
健康課長	大越 公
田老診療所事務長	小林 亜由
新里診療所事務長	佐々木 貴子
川井診療所事務長	大仁田 愛

総合窓口課

国民健康保険係長	安原 智子
総合窓口課主事	徳田 南果

質疑応答内容

質問・意見	回答
【報告第1号】 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について (委員) 今回の条例改正で実際に宮古市の国民健康保険税の収入がどのくらい変わってくるものでしょうか。あわせて、実際の負担額の変化についても教えていただきたいです。	(事務局) 第2条につきまして、基礎課税額に係る限度額が1万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額が2万円上がるということは、市の税収が上がるということでございます。この二つの限度額が上がることによって対象世帯約80世帯に影響が出ます。税収は、約178万円増加いたします。 第62条につきましては、低所得者の被保険者で5割軽減世帯と2割軽減世帯の軽減判定所得基準金額が拡大されるというものです。市の方からすると、税収が減るということになります。 まず、5割軽減世帯につきましては、約860世帯に影響がございます。保険税が約102万円減ることになります。そして、2割軽減世帯につきましては、約620世帯に影響がございます。保険税が約23万6千円減ることになります。この二つを合わせると約125万7千円のマイナスとなります。 結果、国保税の税収は最初に説明したものと、先ほど説明したものを両方合わせて約52万4千円増加となります。 こちらは、令和7年度から変わるものでございます。今、申し上げた金額は令和6年度の課税状況と被保険者数で計算したものでございまして、今年度につきましては、7月の中旬頃に当初の金額が出る状況になっております。今回は、令和6年度を参考にお話いたしました。